

	f. 強制移転に伴う住民への補償	
	g. 結論	
	8. 住民参加・情報公開の内容	
VIII. コメント	・ M/P において検討された 3 つの代替案について、環境影響を定性的に評価しているため、移転住民への影響及び対策の必要性が、十分に考慮されていない。また、水因性疾病、農薬の使用などの悪影響が指摘されながら、これらの対策が M/P に明示されていない。 ・ ダム建設により 1,000 家族程度の移転が必要であると予測しているが、対策については移転住民を「計画した灌漑受益地区に取り込む」と簡略に記述しているにとどまる。 ・ 提言として、調査・計画の初期段階から受益農民の参加が必要、環境面での諸インパクトについて F/S 段階で十分な検討が必要と記述している。 ・ 環境配慮の章は第 7 章「環境管理計画」として一応独立しているものの、そこにおいて記述されるべき事柄が他の章に記載されているため、内容的には必ずしも完結したものとなっていない。	

事例分析 (6)

I. 案件名		中華人民共和国遼寧省 遼河三角洲農業資源総合開発計画調査マスタープラン調査 同白石ダム建設計画フィージビリティ調査	
II-1. 種類	II-2. 終了年度	II-3. 分野 (中/小)	II-4. 担当課
M/P、F/S	1993	農業/農業一般 農業/農業土木	農調部農調課
III. 案件概要		遼寧省西部の山間地から遼河三角洲に流入する大遼河水系において白石貯水池への流入土砂による自然環境の劣化を引き起こしている。また、農業開発事業が計画され、農業用水源の確保並びに大遼河中・下流域で急増している都市生活・工業用水の確保が必要となった。このため、大遼河水資源開発基本計画で形成された白石ダムの建設が待たれ、マスタープラン調査、フィージビリティ調査が実施された。	
IV. 環境配慮の全体概要		マスタープラン策定時に環境保全計画が作成されており、フィージビリティ調査の中で環境影響評価が行われた。	
V. スクリーニング及びスコーピング		事前調査において、白石ダム建設に係るスクリーニングが行われ、1 万数千人の住民移転がありながら大きな問題はないとしているものの、本格調査にあたって再度検討することを提案している。また、保護すべき生態系としてズグロカモメ、タンチョウヅル、アザラシの生息地があげられている。	
VI. IEE について	1. 名称	環境保全計画	
	2. 実施段階	M/P 段階	
	3. 実施主体	JICA 本格調査団	
	4. 準拠した制度	地表水環境基準 (中国)、基準値等の具体的記述なし。	
	5. 環境調査項目	自然環境 (鳥類への影響、水域環境への影響)	
	6. 調査方法	a. 文献調査 明記なし	
	b. 現地調査	i. 自然環境	1. 鳥類への影響 ・ タンチョウの繁殖・生殖環境、 ・ ズグロカモメの集団営巣地、 2. 水域環境への影響 ・ 水生植物、魚類、エビ等へ影響を及ぼす農薬、工場排水 (重金属)
		ii. 社会環境	明記なし。
	7. 評価内容	1. 鳥類への影響 ・ タンチョウの繁殖・生殖環境は葦田内に限られ、葦の収穫時期とタンチョウの渡りの時期は重複しないため問題は生じない。葦田の無計画な転用はすべきで無いことを勧告。 ・ ズグロカモメの生態はほとんど不明なため、集団営巣地等に関する基礎調査を継続的に実施すべきことを勧告している。 2. 水域環境への影響 ・ 水生植物、魚類、エビ等へ影響を及ぼす農薬、工場排水 (重金属)	
	8. 住民参加・情報公開の内容	明記なし	
VII. EIA について	1. 名称	環境影響評価	
	2. 実施段階	F/S	
	3. 実施主体	JICA 本格調査団	

て	4. 準拠した制度	明記なし
	5. 環境調査項目	現地調査の項参照。
	6. a. 文献調査	記述なし。
	b. i. 自然環境	植物、野生動物、貴重種および絶滅の危機にある種、漁業、富栄養化、土壌浸食、土壌肥沃度、河岸安定、地震活動度、地形・地質、水質、濁度、地下水位、流砂、水土保持計画
	ii. 社会環境	保健・衛生、土地利用・住民移転・文化財
	7. a. 代替案の検討	記述なし。
	b. 環境緩和策	環境保全計画を提言。 (1) 流砂に関して水土保持計画を実行する。 (2) 住民移転計画は、十分な説明により納得を得た上、住民の生活に影響を与えないように段階的に実施する。移転計画は中国側で策定中。社会基盤の移設には最も経済的な方法で、住民の社会生活に悪影響を及ぼさないように配慮するよう勧告。
	c. モニタリング	水質監視体制の確立と記載。
	d. 組織制度強化	法規による水質管理の徹底を記載。
	e. 環境管理計画の内容（上記 b-e を除く）	M/P に環境保全計画に関する記載がある。
	f. 強制移転に伴う住民への補償	数年間の経済的困難が予想されるので、十分な支援計画が必要と提言。
	g. 結論	(1) 植物、野生動物、貴重種および絶滅の危機にある種、漁業等に関しては影響が小さく特別な保護策は不必要と結論。ダムの富栄養化も無い。重金属等水質保持に関しては、新設工場等に排水基準の厳格な適用を義務づける等でできるだけ汚濁物質の発生を防止すると勧告。流砂に関しては大きな問題で、今後、予測手法を含め十分な検討が必要と勧告。 (2) 水没する社会基盤に対して、移転計画が必要と提言。特にラマ教寺院（恵寧寺）は、重要な施設なので、保全計画が必要と勧告。
	8. 住民参加・情報公開の内容	「住民と各段階毎に協議を重ね納得を得て実行する。」と一行提言あり。
VIII. コメント		- M/P において現地調査を実施し「環境保全計画」として鳥類、水域環境について記述しているが、社会環境については環境評価が示されていない（ダム建設に伴う住民移転について具体的な記述がない等）。 - F/S の環境影響評価に基づき、住民移転等に関して「生活水準を下げないこと、移転先の環境破壊を起こさないことを基本的条件とし、住民と各段階毎に協議を重ね納得を得て実行する。」「政治・文化上の重要施設として「信者約 2 万人／年の恵寧寺（ラマ教）は壁画等の文化財を含め移設に関する検討が中国側で行われている。」と記載し、原則が述べられている。しかし、方法、費用等具体的な検討が行われていない。

	• 住民移転計画については中国側で作成中であったため、その検討結果が反映されていない。 • ズグロカモメを保護するために人工集団営巣地造成に必要な財源手当を行う必要が有るとの勧告がなされているが、事業計画に反映されているのか不明。 • 白石ダム建設計画は、流入土砂を管理しながら利水を図ることを目的とするため、最適方法の検討を詳細設計段階で実施することを勧告している。しかし、環境影響緩和策に関する具体的な提言の記載がない。
--	--

事例分析 (7)

I. 案件名		タイ国コク・イン・ナン導水計画	
II-1. 種類	II-2. 終了年度	II-3. 分野 (中/小)	II-4. 担当課
F/S	1999	社会基盤/水資源開発	社調2課
III. 案件概要		タイ北部を流れるコク川とイン川の余剰水をナン川を経由してシリキットダムへ導入し、最終的にはチャオプラヤ三角州を灌漑するために必要な水量を賄えるようにする事業計画に基づき、F/S 調査の実施について要請があった。本件は、調査をフェーズ1と2の二段階に分け、フェーズ1におけるエンジニアリング調査の結果及びIEEで指摘された詳細な環境調査の必要性を踏まえて、フェーズ2 (F/S 及び EIA 支援調査) において事業の必要性及び妥当性を明らかにした。	
IV. 環境配慮の全体概要		フェーズ1においてJICAが実施確認調査と並行してIEEを実施した。タイ側が先行してEIAを実施していたため、その補完のためにフェーズ2において環境支援調査 (EIA 支援調査) を実施した。	
V. スクリーニング及びスコーピング		事前調査において、スコーピングが実施され、住民移転、廃棄物、湖沼・河川流況、動植物が重大なインパクトが見込まれる項目とされた。	
VI. IEEについて	1. 名称	初期環境調査	
	2. 実施段階	フェーズ1	
	3. 実施主体	JICA 本格調査団 (エンジニアリングとは別のコンサルタント会社チーム)	
	4. 準拠した制度	記述なし	
	5. 環境調査項目	1. 自然環境系: 表流水及び水棲生態、森林資源、野生動物 2. 社会環境系: 他発的移住、水路建設工事の影響	
	6. a. 文献調査	記述なし	
	b. 現地調査	i. 自然環境	1. 表流水及び水生生態 2. 森林資源 3. 野生動物
		ii. 社会環境	1. 住民移転 2. 水路建設工事の影響 3. 農地破壊
	7. 評価内容	(1) 事業を実施するためには、関連地域住民の啓蒙および主体側との間のコミュニケーション関係を形成する必要性が提言されている。そのため、事業開始前のできるだけ早い段階からのPR活動の必要性が提案されている。 (2) F/S 調査段階において、影響を受ける人々との初期の接触を開始することが助言されている。 (3) 当該地域の環境に詳しい社会科学チームの導入が必要となるであろう。 (4) 操業段階において、影響を受ける人々、地域 NGO 等がモニタリングに参加すべきことを提言している。	
	8. 住民参加・情報公開の内容	住民移転が最大の焦点として指摘され、事前の説明、教育・啓蒙の必要性が強調されている。また本事業の妥当性を議論する場を住民参加を通じて設定するように提言している。	
VII. EIAについて	1. 名称	環境支援調査	
	2. 実施段階	フェーズ2	
	3. 実施主体	EIA はタイ国側が実施し、JICA 本格調査団 (エンジニアリングとは別のコンサルタントチーム) は支援調査を行った。	
	4. 準拠した制度	国家環境向上保全法 (1992)	

5. 環境調査項目			JICA 本格調査団による以下の項目の支援調査が実施された。 (1) イン川下流域における社会経済調査 (2) 流域管理に係る調査 (3) コク川及びイン川流域の伝統的灌漑システムに対するインベントリー調査 (4) 漁業、水圏生態系及び淡水生物多様性に対する影響調査 (5) 掘削残材及び残土の有効利用調査 (6) 開発流域での持続的開発基金に関する調査
6. 調査方法	a. 文献調査		タイ側実施の EIA レポートのレビュー
	b. 現地調査	i. 自然環境	タイ側実施の EIA レポートのレビュー
		ii. 社会環境	支援調査の社会環境調査において現地再委託によりチェンマイ大学調査研究チームの協力を得て、参加型農村調査法 (PRA) が取り入れられた。
7. 評価内容	a. 代替案の検討		RID による EIA 報告書において「プロジェクト施設のルート及びサイトについて、技術面だけでなく、事業の環境影響及び軽減措置を考慮したうえで、様々な代替案が検討された。」との説明がある。
	b. 環境緩和策		RID による EIA 報告書第 5 章において環境緩和措置が記載されているとのことであり、支援報告書でも引用されている。
	c. モニタリング		RID による EIA 報告書第 6 章においてモニタリング・プログラムが記載されているが、環境調査において環境モニタリングの具体化に焦点を当てるべきとしている。
	d. 組織制度強化		支援報告書は、RID の組織体制および管理上の必要事項を明らかにし、教育訓練事項を決定する必要があるとしている。
	e. 環境管理計画の内容 (上記 b-e を除く)		支援報告書は、RID による次の段階での環境調査において環境管理計画の構想策定に焦点をあてるべきとしている。
	f. 強制移転に伴う住民への補償		
	g. 結論		流域間導水計画であることからプロジェクトありきで調査を進めるのではなく取水されるタイ北部地域の人々の意見を先ず把握することが重要であり、環境支援調査の中で現地の大学 (社会調査分野) のチームが現地再委託調査で行った PRA (住民参加型の農村社会調査) の手法を今後も地道に実施することが提言された。
8. 住民参加・情報公開の内容			
VIII. コメント			1. フェーズ 2 の調査はフェーズ 1 の調査においてその実行可能性が確認されてから実施するという条件が付けられており、段階を踏んで行うように慎重な計画がなされたが、フェーズ 2 において妥当性、実行可能性の検証には至らず、将来の水需要予測の 4 つのシナリオを提示することとなった。 2. 住民への説明の章が報告書の中で独立して設けられており、その中では住民だけでなく NGO を含めて情報提供が図られている。 3. タイ側が先行実施している EIA、F/S を JICA 本格調査団が支援するという開発調査であったが、当初から大規模な流域間導水計画であるため、環境保全の点で困難が予想された。

事例分析 (8)

I. 案件名		スリ・ランカ民主社会主義共和国ワラウェ農業開発計画調査	
II-1. 種類		II-2. 終了年度	II-3. 分野 (中/小)
F/S		1992	農業/農業一般
II-4. 担当課		農調部農調課	
III. 案件概要		スリ・ランカ政府の要請による、同国南部のドライゾーンの灌漑開発の一環として、ワラウェ川左岸の総面積 30,000ha を対象とした総合的農業水資源開発計画を作成し、灌漑改良および拡張計画についてのフィージビリティ調査を実施し、調査の過程において同国政府職員のオンザジョブトレーニングを実施する。平行して、同計画の実行にともなう環境への影響 (consequence) を調査する。	
IV. 環境配慮の全体概要		事前調査で、本格調査の中で留意すべき環境影響につき提言している。具体的には、ダム開発に伴う下流域の流量減少をもたらす3つの影響 (水田地帯の塩害、河口部の土砂堆積、河口付近の沼地の塩水化に伴う養殖業への影響) を指摘し、これらにつき十分な調査を行う必要があるとしている。 F/S で EIA が実施された。	
V. スクリーニング及びスコーピング		環境配慮の全体概要参照。	
VI. IEE について	1. 名称		
	2. 実施段階		
	3. 実施主体		
	4. 準拠した制度		
	5. 環境調査項目		
	6. 調査方法	a. 文献調査	
		b. 現地調査	i. 自然環境
			ii. 社会環境
	7. 評価内容		
	8. 住民参加・情報公開の内容		
VII. EIA について	1. 名称		環境影響調査 [Environmental Impact Study]
	2. 実施段階		F/S
	3. 実施主体		JICA 本格調査団
	4. 準拠した制度		
	5. 環境調査項目		
	6. 調査方法	a. 文献調査	
		b. 現地調査	i. 自然環境 植物、動物、水生環境、物理的環境 (土壌保全、地表水水質、土壌塩質化)
			ii. 社会環境 燃料用木材、飲料水、農業組織、健康管理、考古学上の遺跡
	7. 評価		a. 代替案の検討 記述なし。

内容	b. 環境緩和策	(1) 生物環境 ・ もっとも影響が大きいとされる陸上動物のゾウに対して、国立公園から拡張地域までの間に2つの回廊を設ける。 ・ 拡張地域に、主電源を太陽電池でまかなう柵を巡らす。 ・ Department of Wildlife Conservation (DWC)が本事業の為、移転を含むゾウの管理を担当する。 (2) 水棲動物 (3) 水質、土壌汚染 (4) 農業 ・ 原則論を記載。費用が掲載されているがその算出根拠が不明。
	c. モニタリング	記述なし。
	d. 組織制度強化	記述なし。
	e. 環境管理計画の内容（上記 b-e を除く）	記述なし。
	f. 強制移転に伴う住民への補償	記述なし。
	g. 結論	a. 政府は投資計画の詳細を詰め、詳細計画を実施し本計画を速やかに実現させる事を勧告する。 b. 政府は、農民による作物多様化計画を実現させるために次の措置を取るよう勧告する。 - 米以外の作物の耕種法の研究と普及。 - パイロット農場、モデル農場の展示による農民のトレーニングの実施。 - 村落センターに市場施設の設置。 - マーケット情報のラジオ放送の実施。 - 開発センターをスリャウエフに建設する。 - 有機農法及び病虫害駆除の生物学的防除法の開発と普及。 c. 政府は、効率的灌漑用水管理のために直列溜池システムの採用と管理スタッフと農民のための同システム運用トレーニングの実施を勧告する。 d. 政府は、農民のサトウキビ生産と砂糖工場処理能力拡張とのタイミングを調整することを勧告する。 環境に対する悪影響を軽減するために、上記提案を実施し、環境に関するベンチマーク調査と定期的監査の実施を勧告する。
	8. 住民参加・情報公開の内容	記述なし。
VIII. コメント		・ 環境影響評価を実施し、その結果を独立した章（第7章「環境アセスメントとその緩和策」）として記載している。 ・ 環境配慮の結果、生物環境については緩和策が提言されている。焼畑農業による環境破壊を防止するためには、農民を定住化させる必要があるが、そのための教育や資金供給等の施策について示されていない。また勧告は具体性に欠ける。 ・ 第7章「事業評価」において、事業評価が優先（良い面のみ取り上げ）され、マイナスの環境側面が十分考慮されていない。

第3章 他の国際融資・援助機関の現況

1 世界銀行

(1) 基本的な環境配慮ガイドラインの名称

OP/BP/GP 4.01 Environmental Assessment

(2) 制定又は改定年月

1991年に制定された Operation Directive 4.01 Environmental Assessment が、1999年1月に改定され OP/BP/GP 4.01 Environmental Assessment となった。

(3) 環境配慮ガイドラインの体系

以前は Operational Directive (OD)の中で一体となっていた環境評価に係る政策、手続き、運用ガイドの内容が各々 Operational Policies (OP)、Bank Procedures (BP)、Good Practices (GP)として形式上分離されて制定された。OPについては適用が義務づけられているが、GPは事例であり、必ずしもそのまま踏襲する必要はない。このように、新しいガイドラインは必ず守らなければならない項目と状況に応じて柔軟に対処すべき項目を明確にしたものである。

この環境評価に係る政策等は、関係する以下の9の予防政策 (Safeguard Policies) を統括するものでもある。

- ・自然環境関連：自然生息地、害虫管理、森林、ダムの安全、
- ・社会環境関連：文化遺産、先住民族、強制移転
- ・法規関連：国際水路に係るプロジェクト、紛争地域に係るプロジェクト

この他に関連する文書として、実際の環境評価を行うにあたって参照する Environmental Assessment Sourcebook と環境汚染対策マニュアルとしての Pollution Prevention and Abatement Handbook がある。前者は、現在大幅な改定作業中である。後者については、通常そこに記載されている排出基準等を採用することとしている。

(4) 環境評価

①スクリーニング

融資の要請を受けると、各プロジェクトに対して担当するチームを結成する。その担当チームは、まず最初にどのようなレベルの環境配慮を実施するか、地域環境セクター部と協議して以下のカテゴリー分けを決定する。

- カテゴリーA（環境に重大な悪影響を及ぼすおそれがある）：詳細なレベルの環境評価（環境影響評価=EIA）の実施を必要とする（詳細後述）。
- カテゴリーB（環境に悪影響を及ぼすおそれがあるもののカテゴリーA ほどではない）：簡易なレベルの環境評価（環境評価=EA）の実施を必要とする（詳細後述）。
- カテゴリーC（環境に悪影響を及ぼすおそれが最小限または全くない）：スクリーニング以降環境評価を行わない。
- カテゴリーFI（金融仲介案件で環境に悪影響をおよぼす場合）

担当チームは、案件構想書類（Project Concept Document）と第1版の案件情報書類（Project Information Document）を作成し、それらの中に環境関連情報を記入する。また、案件のカテゴリーを月刊の「世界銀行要請案件の概要（MOS）」で報告するほか、その案件の環境データシート（EDS）を作成する。

なお、案件立案中に案件内容が修正されたり、新たな情報を入手した場合には、カテゴリー分けの変更が必要かどうか地域環境セクター部と協議する。

なお、環境への影響がセクター全体ないし地域全体にわたるものについては、セクターないし地域全体を対象としたEAを必要とする。

②スコーピング

借り手はEA/EIA調査のTOR案を作成するが、その際プロジェクト担当チームが支援する。TOR案は、地域環境セクター部が審査する。その際、とくに各省庁間の調整と影響を受ける集団や地域NGOとの協議がなされるかを確認する。

③予備的な環境評価

カテゴリーBの案件について、借り手の責任で環境評価（EA）を実施する。そこでは

- a. マイナス及びプラスの影響についての調査
- b. 影響緩和策の提案

を行う。

④本格的な環境評価

カテゴリーA の案件について、借り手の責任で環境影響評価（EIA）実施する。そこでは

- ・ マイナス及びプラスの影響についての調査
- ・ 「そのプロジェクトを実施しない」の選択肢を含む代替案との比較
- ・ 影響緩和策の提案

を行う。

⑤実施監理／事後評価

プロジェクトの実施期間中は、プロジェクト担当チームが環境面の監理を行う。とくに、機材の調達がローン契約書で要求された通りであるか、施工管理者が環境保全に関して熟練しているかどうかチェックされる。

実施環境報告書において、実際の環境影響が EA/EIA レポートで予測された通りか、また環境影響緩和策が効果を発揮しているかどうか評価される。

（5）案件審査における環境配慮

カテゴリーA の案件について、また国際開発協会（IDA）融資の場合はカテゴリーB の案件についても、EA/EIA 報告書が世銀に正式に提出され、審査されなければ、審査ミッションは派遣されない。また、カテゴリーA の案件について、審査ミッションにはひとりまたはそれ以上の環境専門家が含まれる。

（6）社会配慮

OP/BP/GP 4.01 Environmental Assessment とは別に以下の社会環境に関するガイドラインが制定されている。これらのガイドラインによって借り手は影響を受ける集団や地域の NGO に意見を求めることが義務づけられている（住民参加の項参照）。

- ・ OP 4.11 Cultural Property（文化遺産、1999 年 8 月制定）
- ・ OD 4.20 Indigenous Peoples（先住民族、1991 年 9 月制定）
- ・ OD 4.30 Involuntary Resettlement（強制移転、1990 年 6 月制定）

なお、強制移転のガイドラインに関しても、環境評価のように OP/BP/GP の三本立て

の形式に改定する作業が行われているが、内容的には現行のものと変わらない。

(7) 組織制度強化

借り手の法制度や技術力が環境評価を実施するのに不十分である場合は、提案されたプロジェクトに組織制度強化のコンポーネントを含める。

(8) 住民参加

カテゴリーA及びBの案件について、なるべく早い段階で借り手は影響を受ける集団や地域のNGOに意見を求める。特にカテゴリーAの案件については、スクリーニング直後とEIAドラフト完成後の2回実施する。また、プロジェクトの実施期間中も、必要な場合はかれらと協議を行う。

(9) 情報公開

影響を受ける住民や地域のNGOに対する情報公開に関しては、住民参加を実質的で意味のあるものとするため以下のように比較的詳細に手続きが規定されている。

住民参加手続きの前に借り手は影響を受ける集団や地域のNGOに対して適切な資料を公開する。とくに、カテゴリーAの案件については、最初の住民参加手続きのために、借り手は要請案件の目的、内容、環境への影響についての概要を配布する。また、2回目の住民参加手続きのために、EIAの結論の要約を配布し、さらに、EIAドラフト・レポートに影響を受ける住民や地域のNGOが利用できる形で公開する。

なお、カテゴリーAの案件について、またIDA融資の場合はカテゴリーBの案件についても、EA/EIA報告書の借り手の国内における公開と世銀への正式な提出が融資審査の前提条件である。

借り手が正式に提出したEA/EIA報告書は、一般に公開する。また、カテゴリーAの案件については、要約が世銀の理事に配布される。借り手が一般への公開を拒否した場合は、審査手続きの継続について理事会に諮られる。なお、IDA融資の場合は審査手続きの継続を停止する。

(10) 職員の研修制度

世銀の職員に対する環境配慮のための研修は、個々のプロジェクトを統括するTask Managerに2日間実施している程度で、職員があまりにも多忙なため、うまくいっていない。

(11) 今後の動向

① Environmental Assessment Sourcebook の改定

1990 年に出版された Environmental Assessment Sourcebook が改定作業中である。現在 25 項目の改定が行われ、ホームページに掲載されている。改定作業は Safeguard Policies との整合性を取りつつ行われ、2000 年中に完成する予定である。

② 社会評価について

環境評価 (EA) と社会評価 (SA) は別立てで行われており、環境評価には社会評価のサマリーが社会環境として入れられている。文化遺産、先住民、強制的移転の項目は、環境評価と社会評価の共通部分である。社会評価は USAID ではプロジェクト採択のための必須要件となっているが、世銀では選択的要件である。ただし、現在世銀でも環境社会評価 (E(S)A) として統合化する方向の議論がある。

③ 環境ストラテジーの作成

現在、環境ストラテジーが作成中である。これは、環境配慮をプロジェクトのメインストリームに位置づける目的がある。ただし、貧困、ジェンダー、健康など他のストラテジーとの整合性を取る必要がある。また、単に美しいものを作っても、現実に適用できず、結局作文だけとなってしまったため、そのための工夫が必要となっている。

2 米州開発銀行 (IDB)

(1) 基本的な環境配慮ガイドラインの名称

Procedures of the Committee on Environmental and Social Impact

(2) 制定又は改定年月

1999年11月原案作成。現地調査時点(2000年1月)では、すぐにも理事会による正式承認が行われるとの話であったが、3月現在においても改定作業中とのことである。改正の目的は環境配慮の強化であるが、環境評価の手続きには基本的に変更はない。具体的な変更点としては、

- プロジェクト担当チームの環境配慮に関する権限・機能を強化して、運用が機動的に行われるように図ったこと、
 - 技術検討グループ(TRG)などの役割をより詳細に規定したこと
- などがあげられる。本報告は、上記原案にもとづいている。

(3) 環境配慮ガイドラインの体系

すべての案件にかかわる環境配慮手続きを示す上記"Procedure"の他に、セクターごとの環境評価のガイドラインがある(交通、小規模企業向け融資、発電、公共サービスの民営化、一般廃棄物管理)。この環境評価ガイドラインは、プロジェクト担当のチームリーダー向けに作成されている。

(4) 環境評価

①スクリーニング

Committee on Environmental and Social Impact (CESI)が、個々のプロジェクトにおける環境配慮について責任を有しているが、日常業務はTRGに委任している。TRGは持続的開発局と地域業務局の専門家で構成されている。

スクリーニングの手順は以下の通りである。まず、プロジェクト形成段階においてすべてのプロジェクトに関してその概要を記載した5ページのプロファイルIがプロジェクト担当チームにより作成される。なお、プロファイルIに記載されるべき環境及び社会的影響についての規定は特にない。TRGは毎週定期的に会合を開き、各プロジェクトに関してプロファイルIに基づいて以下を実施する。

- a. 必要な環境評価及び社会評価のレベルの決定
- b. 適用されるべき基準、解決されるべき問題点の提示、望ましい解決策に関する指導

- c. 計画立案段階で詳細なプロジェクトの内容を記述したプロファイルⅡ（詳細後述）の検討を必要とするかどうかの決定

TRG によるスクリーニングの結果は CESI 検討声明 (CRS) として要約が作成され、TRG 及び CESI メンバーリストともにプロジェクト担当者に送付される。CRS は、計画委員会 (Programming Committee) によるプロファイルⅠの承認から 10 日以内に配布されることになっている。

②スコーピング

計画立案の段階において、プロジェクト担当チームは解決されるべき環境及び社会的影響の範囲を決定する。この段階で、詳細なプロジェクトの内容を記述したプロファイルⅡを作成するが、これには以下の項目が記載される。

- a. 予備的に明らかにされた環境及び社会的影響
- b. 影響評価のタイプと調査の範囲（可能ならば TOR）
- c. 解決されるべき環境及び社会的影響のうちで最も重要なもの
- d. 環境及び社会管理計画またはその他のツールの必要性
- e. 影響評価などそれ以上の調査が必要でない場合は、環境及び社会的影響を緩和し、環境及び社会的条件を向上させる方策
- f. 必要な場合は、制度的枠組みや既に借入側のスコーピング・プロセスにおいて実施されている影響を受ける地域の人々との協議結果を付属書類として添付する。

プロファイルⅡは、情報公開センターに送られ一般に公開される。なお、プロジェクトの内容が大幅に修正されたり、状況が根本的に変化した場合は、プロジェクト担当チームはプロファイルⅡをアップデートして CESI に送付する。

③予備的な環境評価

TRG が上記スクリーニングにおいて、各プロジェクトの環境及び社会への影響とリスクの度合いについて予備的な評価を行っている。この結果はその後におけるプロジェクトの計画立案に利用される。

④本格的な環境評価

プロジェクトの計画立案（プレ F/S または F/S）の一環として、環境及び社会に重大な影響を及ぼすすべての案件について社会影響評価を含む環境評価を実施する。この影

影響評価は借り手の責任で実施されるが、CESI は TRG を通じてこのプロセスを監督する。

影響評価は以下の項目を含める。

- a. 要約
- b. 提案されたプロジェクトの内容／目的
- c. 環境及び社会的条件
- d. 直接／間接の環境及び社会的影響（プラスとマイナスを含む）とリスク
- e. 代替案とその影響
- f. 影響を受ける集団との協議記録
- g. 影響緩和策
- h. 環境及び社会的影響の管理手段
- i. プロジェクト実施期間及びその後のモニタリング、事後評価内容
- j. 環境及び社会的便益と避けられない費用の記述

⑤実施監理／事後評価

プロジェクト担当チームと当該国に駐在する専門家が実施監理の責任を負う。「プロジェクト進捗及び監視報告書」が定期的に作成され、その中で環境及び社会的影響が報告される。また、プロジェクト担当チームはプロジェクトの実施期間中影響を受ける人々との協議を続ける。さらに、CESI は、個々のプロジェクトが、その実施にあたり環境政策やガイドラインに沿ったものであるかどうか、いつでも監査することができる。

しかしながら、実際上はそうした実施監理や事後評価の結果が新たな案件に十分フィードバックされていない問題があるとのことである。

（５）案件審査における環境配慮

スクリーニングの結果、CRS がプロファイルⅡの検討を要求している場合は、プロジェクト担当チームは案件審査の一環として TRG にプロファイルⅡを送付する。TRG は検討会議の議事録を経営検討委員会、プロジェクト担当チーム、CESI 及び融資委員会に送付する。

（６）社会配慮

本ガイドラインにおいては、環境配慮と社会配慮が手続きの面において高度に統合化されている。

(7) 組織制度強化

借り手が影響評価の TOR を作成するにあたって、スコーピングによって明らかにされた問題点の解決が図れるようにプロジェクト担当チームは技術的支援を行う。

(8) 住民参加

IDB は住民参加に関して借り手に以下の事項を要求する。

- a. 関係する地域の人々が情報を受け取り、意見を表明できる手段を採用すること。
また、彼らの意見がプロジェクトの計画立案や実施段階、特に影響評価のスコーピング及び報告書ドラフト作成の段階で考慮されること。
- b. 住民参加に関する当該国の法令や行政手続きに沿ったものであることの証拠を提出すること。
- c. IDB の情報公開政策に則ったものであり、調査ミッションが訪れる前に地域の人々が影響評価の最終ドラフトを入手でき、かつ影響評価が正式に提出された後は一般の人々が直接入手できることを立証すること。

プロジェクト担当チームは、借り手がこれらの要求項目を達成するために必要なステップについての情報を伝える責任がある。

(9) 情報公開

IDB のすべての情報は公開されている。それらは情報公開センターで入手可能である。また、水資源、沿岸・海洋、エネルギー、都市開発、貧困の 5 つのセクターについて環境ストラテジーが作成されており、ホームページで入手することができる。

(10) 職員の研修制度

EIA の基礎的な内容について訓練コースを設けている。また、チームリーダーには 3 日間の研修コースが準備されている（費用は部長決裁、\$800/人）。

3 アジア開発銀行 (ADB)

(1) 基本的な環境配慮ガイドラインの名称

Environmental Assessment Requirements of the Asian Development Bank

(2) 制定又は改定年月

1998 年 3 月

(3) 環境配慮ガイドラインの体系

Operations Manual の Section 20 として “Environmental Considerations in Bank Operations” があり、ADB の環境政策と環境配慮の手順の基本を示している。Environmental Assessment Requirements は、基本的には Operations Manual と同じ内容であるが、レポートの標準フォーマットが資料として付属しており、Requirements の方が詳しい。また、いくつかのセクターについてより詳細に記述されたガイドラインがある（農業及び自然資源開発プロジェクト、工業及び電力開発プロジェクト、インフラ整備プロジェクト）。

(4) 環境評価

以下プロジェクト融資の場合について記述する。

①スクリーニング

環境社会開発部の環境課はプロジェクト担当者と協議のうえ、予想される環境影響に従って、国別援助計画に記載されているプロジェクトを以下の3つのカテゴリーに分ける。

カテゴリーA：重大な環境への悪影響が予想されるプロジェクト。重大な影響に対応するために環境影響評価（EIA）の実施が要求される。

カテゴリーB：環境への悪影響が予想されるが、その度合いがカテゴリーA のプロジェクトよりも低いと予想される場合。環境影響評価を必要とする重大な悪影響を生ずるかどうかを慎重に判断するため、初期環境評価（IEE）の実施が要求される。初期環境評価の結果、環境影響評価が必要でないと判断されれば、この初期環境評価が最終的な環境評価の報告書となる。

カテゴリーC：プロジェクトが悪影響を及ぼさないと予想される場合。この場合は、環境影響評価および初期環境評価は要求されない。ただし、依然として環境への影響はチェックされ続ける。

プロジェクトの準備中に新たな情報を入手した際には、環境課によってカテゴリー分けが再検討される。カテゴリーA 及びカテゴリーB のうち特定のプロジェクト（山林伐採、種の多様性の喪失、強制移転、有害物質の処理・廃棄、その他広範囲な集団の利害に関わるプロジェクト）については、常に環境評価（初期環境評価と環境影響評価の総称）を実施しなければならない。環境評価はフィージビリティ・スタディと同時に実施されるのが理想的である。初期環境評価または環境影響評価の主要な結果を記載したそれぞれの要約（SIEE または SEIA）も作成される。

②スコーピング

環境影響の調査範囲は借り手が作成するが、以下の点が非常に重要である。

- a. 借り入れ国およびアジア開発銀行の環境に関する要求事項に合致すること
- b. 環境評価がアジア開発銀行によるフォーマットに可能な限り沿うこと
- c. NGO を含む影響を受ける集団の意見をなるべく取り入れること

③予備的な環境評価

標準的な初期環境評価報告書には以下の項目が記載される。報告書は借り手が作成する。

プロジェクトの記述、環境の記述、予想される環境への影響とその軽減策、制度上の要求事項と環境モニタリング計画、調査結果と提言、結論

④本格的な環境評価

標準的な環境影響評価報告書には以下の項目が記載される。

プロジェクトの記述、環境の記述、予想される環境への影響とその軽減策、代替案、経済評価、制度上の要求事項と環境モニタリング計画、住民参加、結論

報告書は借り手が作成し、当該国の環境影響評価審査機関およびアジア開発銀行による審査／承認を受ける。

⑤実施監理／事後評価

初期環境評価または環境影響評価報告書には、環境モニタリング計画を記載する項目を入れることになっている。

事後の評価としては、施工期間中は、4 半期及び年間報告書が作成され、完成時には Project Completion Report が作成され、その中で環境についてもチェックされている。

(5) 案件審査における環境配慮

カテゴリーA 及びカテゴリーB のうち特定のプロジェクトについては、借り手が作成した SIEE または SEIA を理事会が案件についての決定を下す遅くとも 120 日前に提出する。要求があればさらに IEE または EIA を理事に配布する。

SIEE または SEIA が理事会に提出される前に当該国の政府は IEE または EIA を承認していなければならない。案件の採択のための資料である総裁報告が理事会に提出されるまでにその承認がなされない場合は、プロジェクトの合意書に実施前には承認をする旨の条項を含める。

(6) 社会配慮

本ガイドラインとは別に以下の社会環境に関するガイドラインが制定されている。

1. Handbook on Resettlement, A Guide to Good Practice
2. Policy on Indigenous Peoples

なお、現在 ADB においては大規模な住民移転を引き起こすような案件は採択されておらず、従ってそのための配慮を行う必要がない。

(7) 組織制度強化

初期環境評価または環境影響評価報告書には、制度上の要求事項を記載する項目を入れることになっている。

(8) 住民参加

借り入れ側による初期環境評価または環境影響評価の実施に当たっては NGO を含む影響を受ける集団の意見をなるべく取り入れるようアジア開発銀行は促すこととなっている。

(9) 情報公開

SIEE または SEIA、IEE または EIA は、要求があればその地域の関係する集団および NGO に公開する。ただし、公開が秘密保持規則に違反する場合は、許可された者のみに開示される。

なお、ガイドラインには環境評価報告書の一般への公開についてとくに記述はないが、ホームページに環境評価報告書の要約を公開している。

(10) 職員の研修制度

ADB の職員に対して環境配慮の研修を行っている。職員の参加しやすさを考えて1回半日で4回で終わる。内容は一般的なものであるが、これにより職員の環境に対する意識が高まることが期待されている。なお、融資受け入れ国の職員に対しても同じ目的で研修が行われている。

(11) 今後の動向

現在、セクターごとのガイドラインと Requirements の両方を含んだ上流から下流までの大きなガイドラインを作ろうとしている。

4 米国国際援助庁 (USAID)

(1) 基本的な環境配慮ガイドラインの名称

22 CFR 216 Agency Environmental Procedures

これは、連邦規則であり、規定された手順に従うことが義務づけられている。これをガイドラインと呼ぶのは適切でないが、便宜上ここに入れることとする。

(2) 制定又は改定年月

1980年10月。

(3) 環境配慮ガイドラインの体系

USAIDの環境配慮の手続き(procedure)については、22 CFR 216 "AGENCY ENVIRONMENTAL PROCEDURES" (連邦規則)に基づいて行われている。ただし、これは1970年国家環境政策法(NEPA)及び1979年大統領令第12114号(「連邦の主要な行為による外国の環境に対する影響」)の内容に沿ったものである。本連邦規則は、法律ではないが、法律と同様のものと見なされており、改正には議会の承認が必要となる。ただし、これは他の米国の法令と同様に法律の専門家でないものにとっては非常に分かりづらいため、例えば小規模なNGOが実際の活動に当たって参照するためのガイドラインが作成されている(Environmental Guidelines for Small-Scale Activities in Africaなど)。

(4) 環境評価

①スクリーニング

おおもとになったNEPAが対象を広範囲なものにしているため、本ガイドラインでは対象を限定するための複雑な規定が設けられている。ただし、以下に当てはまる環境に重大な影響を及ぼす案件は提案者の責任により環境評価(EA)または環境影響評価(EIS)を実施しなければならない。

河川流域開発、灌漑・水管理(ダム、ため池を含む)プロジェクト、農用地整備、排水プロジェクト、大規模な農業機械化、土地の造成、住民移転プロジェクト、道路建設または改良プロジェクト、発電所、プラント建設、水道及び下水道プロジェクトで小規模でないもの、農薬の調達または使用のための援助。

上記以外の案件に関して、案件提案者は、その責任により初期環境影響評価(IEE)を実施するか、またはその後の環境評価手続きから除外するかを判定する。この判定は文書により局の環境責任者へプロジェクト概要書(Project Identification Document)

または援助プログラム第一提案書 (Program Assistance Initial Proposal) とともに提出される。局の環境責任者は、提出された判定書を承認するか、または理由を付して提案者に判定の再検討を要求する。両者の意見が異なる場合は、プロジェクト概要書または援助プログラム提案書の承認の際に副長官が裁定を下す。

②スコーピング

環境に重大な影響を及ぼす案件については、案件提案者が環境評価または環境影響評価のスコーピングを速やかに行う。IEE を実施した案件については、その結果に基づいて環境に重大な影響を及ぼすと判断された場合は、案件提案者が環境評価または環境影響評価のスコーピングを行う。

スコーピングには、案件提案者の他に被援助政府の代表、公的または民間の研究機関、USAID の担当者、コントラクターなども参加する。

なお、局の環境責任者は、他の連邦政府機関の意見を聴取する必要があると認めたときは、スコーピング結果を他の連邦政府機関に配布する。

③予備的な環境評価

スクリーニングの段階で環境に重大な影響を及ぼさないと判断された案件について、初期環境影響評価が実施される。案件の提案者は、初期環境影響評価の準備をプロジェクト概要書または援助プログラム第一提案書の作成とともに行う。初期環境影響評価では、提案された案件がどのような影響をもたらすのかが検討される。この結果に基づいて、さらに環境評価または環境影響評価を実施すべきかどうかを案件の提案者が判定する。この判定は文書により局の環境責任者へプロジェクト概要書または援助プログラム提案書とともに提出される。局の環境責任者は、提出された判定書を承認するか、または理由を付して提案者に判定の再検討を要求する。両者の意見が異なる場合は、プロジェクト概要書または援助プログラム提案書の承認の際に副長官が裁定を下す。

④本格的な環境評価

環境評価 (EA)

環境影響評価 (EIS) が実施されない案件に対して行われる。提案された案件がもたらす重大な環境への影響を USAID と被援助国の責任者との間で十分に論じることを目的としている。ここでは、開発によって期待される便益が環境への悪影響を上回るようにするため、悪影響を回避ないし最小化する代替案や環境を向上させる代替案が検討される。

環境評価報告書には以下の項目が記載される：

- a. 要約
- b. 目的
- c. 代替案：No Action の代替案と USAID として望ましい代替案を含む。
- d. 影響を受ける環境
- e. 環境への帰結：影響緩和策もここに記載される。
- f. 作成者のリスト：作成に関わった人々の氏名と資格が記載される。
- g. 付属資料

環境影響評価 (EIS)

プロジェクトが以下に対して重大な影響をもたらす場合に実施される。

- a. 地球環境や一国を越えた範囲（例：海洋）
- b. アメリカ合衆国
- c. その他環境の観点から長官が判断した場合

環境影響評価は、上記 b の場合には必ず、a または b の場合は原則として国家環境政策法と環境諮問委員会（CEQ）規則に従う。環境影響評価のドラフトは、案件の最終的な採択の少なくとも 45 日前に関係する連邦政府機関への配布と一般への公開を行い、意見を受け付ける。また、ドラフトが公開されたことを連邦政府官報に公告する。提案した部局は許取的な政策判断や最終版の作成に当たり、受け付けた意見を検討する。これらの意見は最終版に添付される。最終版環境影響評価は、CEQ、すべての政府機関、重要な意見を提出した民間機関及び影響を受ける国の政府に送付される。

⑤実施監理／事後評価

環境評価および最終環境影響評価が行われた案件については、実施期間中の環境に対する監視が行われる。また、案件を提案した部は、USAID が関わる間の環境を監視するシステムを借り入れ国との協力によってつくりあげる。

（5）案件審査における環境配慮

初期環境評価、環境評価および最終環境影響評価は、通常の審査手続きにおいて処理される。とくに、環境評価および最終環境影響評価は他の案件審査書類と一体のものとして審査される。加えて、環境評価については、局の環境責任者が審査し承認するほか、環境調整官も審査を行う。

(6) 社会配慮

強制移転のためのガイドラインはない。現在 USAID では、ダム建設とか河川改修のような大規模なプロジェクトは行っていないために、大規模な住民移転の実例はない。小規模な強制移転の事例としては森林再生事業などがある。

(7) 組織制度強化

環境評価においてデータ収集、分析、代替案の検討について途上国と協力することで、彼らの環境への関心を高めることになり、また彼らの環境問題解決のための組織制度上の能力を高めることになる。USAID の各組織は環境評価の実施や環境への帰結を検討するにあたって、影響を受ける国との間で最大限の協力を行う。

(8) 住民参加

環境影響評価のプロセスにおいてそのドラフトを公開することによって、住民参加の目的が達成される。さらにドラフトの段階で公聴会を開催するかどうかは、担当局と環境調整官が以下の点を考慮して決定する。

- a. 案件の費用、影響を受ける地理的範囲、関係する資源の貴重さ
- b. 案件に対する政府や市民、民間団体の関心の大きさ
- c. 問題の複雑さ及び有益な情報が出る可能性
- d. 他の方法による住民参加の達成状況

公聴会が開催される場合は、少なくとも 15 日前にドラフトを公開し、連邦政府官報に開催を公告する。

(9) 情報公開

環境評価報告書については、当該国において一般に公開されるよう当該国政府に対し促す。環境評価が特定の国に対してのものでない場合は、外国に駐在する案件担当や関心を持つ国の政府に配布されるほか、関心を有する米国の団体に対しても入手可能なものとする。

(10) 職員の研修制度

職員 2,000 人のうち、環境関係者はわずかに 50 人足らずであるが、研修によって残りの 1,950 人についても環境の一般的な認識を持たせている。

5 現況調査の主な結果

- (1) 環境評価手続きにおいて、住民参加については各機関とも重視している。また、NGO に対しても開かれたものとなっている。ガイドラインにおける具体的手続きに関しては、当該国の法令に従うことになっているが、世銀の場合具体的な方法まで書かれている。反対に、ADB においては相手国に実施を促すにとどまっている。IDB では、当該国の法令に従うことは同じであるが、確実に実施させるため、実施したことの証拠提出まで要求している。
- (2) 環境評価手続きにおいて、情報公開についても各機関とも積極的に実施している。ガイドラインにおける具体的手続きに関しては、この場合も世銀においては具体的な規定を設けている。
- (3) IDB の環境評価は、担当組織、制度、手続きの面において社会評価と統合されている。この意味では、両者の統合が現在議論の段階にとどまっている世銀に比べて先に進んでいるといえる。
- (4) 強制移転に係る社会配慮について、ADB や USAID では、そもそも大規模な強制移転を生じる案件は採択されない。これはガイドラインのあり方よりもむしろ、援助そのもののあり方として問題提起すべきであろう。
- (5) USAID の "Agency Environmental Procedures" は連邦規則であり、必ず従わなければならないものである。また、その改定は連邦議会の承認が必要である。この点他の機関の場合、内部で改定可能であるのとは異なる。米国の他の法令と同じように内容が非常に分かりづらく、職員が日常の執務において気軽に参照できるものではない。
- (6) USAID の "Agency Environmental Procedures" のもう一つ特徴的な点は、EA に関する責任は USAID にあるということである。これは、USAID の援助が Grant であることから、援助欲しさに相手国が不適切な内容の EA を作成することを防ぐためであるということである。ただし、同じ Grant であっても JICA の場合は開発調査の目的の中に技術移転があるという点で同一に論じることはできない。